

平成23年8月30日

報道機関 各位

NPO法人 尾瀬自然保護ネットワーク  
理事長 永島 勲

## 尾瀬の東京電力所有地は国有化を

### ～東京電力と環境省に要望書を提出～

去る3月11日に発生した東日本大震災により尾瀬国立公においても様々な影響が出ている。

原発事故の風評被害による入山者の減少（特に福島県側が著しい）、東京電力の尾瀬所有地の売却問題、尾瀬を地元とする群馬・福島・新潟の3県の知事と東京電力社長が参加する尾瀬サミットの中止、更に自然保護施策の後退懸念などが挙げられる。

#### 1. 尾瀬の特殊な土地所有形態

尾瀬国立公園は総面積3万7200haの約43%（約1万6000ha）を、民間の一企業である東京電力が所有する極めて特殊な所有形態となっている。

同社は、これまで安定した経営と豊富な資金力により永年にわたり尾瀬の自然保護に尽力してきた。同社の経営理念により観光開発や営利目的の分割譲渡なども起こらず、貴重な自然が残されたことは高く評価される。

しかし、同社の福島第一原子力発電所の重大な事故により、経営環境は激変した。原発事故の賠償金等の莫大な費用捻出のために、徹底した経営合理化や所有資産の売却などで、従来のように尾瀬の自然保護に経営資源を投入することは困難と言われている。



尾瀬国立公園の東京電力所有地、広大な高層湿原「尾瀬ヶ原」  
（平成23年4月29日、至仏山山頂にて撮影）

#### 2. 東京電力の尾瀬所有地は国有化を

尾瀬はこれまで先人たちの血のにじむような闘いによって、幾度も開発の危機を乗り越え（ダム開発の阻止、自動車道路建設の中止など）、掛け替えのない自然が守られてきた。このため、尾瀬は「日本における自然保護運動の発祥の地」と言われている。

尾瀬は湿原を中心に特有な生態系が営まれ、学術的にも高い価値を有している。その核心部は自然公園法により「特別保護地区」に指定され、更に文化財保護法により「特別天然記念物」にも指定され、法律上も厳しい規制の網がかけられている。湿原などの脆弱な自然は他の自然と異なり、より厳重な保護が必要である。

当法人は8月25日に東京電力本店に、更に本日（8月30日）環境省に、東京電力の尾瀬所有地の国有化の要望書を提出した。

その骨子は次の4点である。

1. 東京電力が尾瀬所有地を売却する場合は、
  - ①尾瀬の自然保護（生態系保全）を最重視する。
  - ②環境省による一括買い上げ（国有化）を基本とする。
  - ③観光開発や営利目的の民間企業や外国資本等への売却は絶対に行わない。
2. 所有地を売却しない場合は、
  - ①東京電力の責任において従来と同等以上に所有地の維持管理や自然保護の各種施策を着実に実施する。

当法人による鳩待峠における入山者へのヒアリング（7月24日実施）でも所有地売却の関心は非常に高く、売却先として「国」を挙げ、「営利目的の民間企業や外国資本への分割売却は行うべきでない」という意見が大多数だった。

### 3. 尾瀬を国立公園の新たなモデルケースに

日本は狭い国土ゆえに土地の所有形態にかかわらず「地域制公園」として優れた風景地を国立公園として指定してきた。

一方、国立公園制度の先進国のアメリカは「営造物公園」として国立公園内の土地を全て国（国立公園局）が所有し、公園内におけるあらゆる権限を有するシステムになっている。

尾瀬は平成19年8月に日光国立公園より分離独立し、尾瀬国立公園として新たに誕生したが、国立公園の維持管理を土地所有者に負担をさせることなく、国有化によって環境省が責任をもって開発や破壊から自然（国民の貴重な財産）を保護し、ハード・ソフト両面から一元的に管理・運営を行うシステムを強く望む。そのためには環境省には十分な予算（お金と人材）と権限の付与が必要だ。尾瀬が日本の国立公園における新たなモデルケースとなるためには「生態系保全の徹底」と「賢明な利用」とのバランスを図ることが重要である。

尾瀬が日本における真の国立公園の先駆者として、掛け替えのない貴重な自然が後世に引き継がれるよう、当法人は今後も眼を凝らして注視して行きたい。

#### 【尾瀬自然保護ネットワークの本部事務所】

〒969-0404 福島県岩瀬郡鏡石町旭町19番地 円谷方

このニュースリリースのお問い合わせは理事長 永島勲へお願いします。

住所 〒367-0212 埼玉県本庄市児玉町児玉 1324-8

電話 0495-71-4161 Eメール inaga@maple.ocn.ne.jp

平成23年8月30日

環境省  
環境大臣 江田 五月 殿

NPO法人 尾瀬自然保護ネットワーク  
理事長 永島 勲

### 尾瀬国立公園内の東京電力所有地の国有化に関する要望書

尾瀬国立公園内の東京電力所有地の売却問題について、当会は東京電力本店に平成23年8月25日、別紙のとおり「尾瀬国立公園内の御社所有地の売却に関する要望書」を提出いたしました。

国においては、国民共有の財産として掛け替えのない尾瀬の自然を後世に確実に伝えるために、当会の要望について前向きに対処されることを切望します。

当会の総意として、尾瀬国立公園内の東京電力所有地の国有化に関して、以下の3項目を要望します。

#### 記

1. 東京電力が尾瀬の所有地を売却する場合は、環境省による国有化を基本とする。
2. 尾瀬の観光開発や営利目的が予想される民間企業への分割売却、外国資本等への売却は絶対に認めない。
3. 売却に至までの間、東京電力による尾瀬所有地の維持管理が困難な場合は、国が責任をもって維持管理や自然保護施策を実施する。

以上

#### 【当会の本部事務所】

〒969-0404 福島県岩瀬郡鏡石町旭町19番地 円谷方  
提出した要望書のお問い合わせは理事長 永島勲へお願いします。  
住所 〒367-0212 埼玉県本庄市児玉町児玉1324-8  
電話 0495-71-4161 Eメール inaga@maple.ocn.ne.jp